

地方交付税の性格

- 国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成4年5月18日 参・本会議 宮澤総理大臣答弁）

地方交付税は、地方交付税法の規定によりまして、国税五税の一定割合をもって交付税とするものとされております。それが地方団体に法律上当然帰属するという意味において地方の固有財源であると申して差し支えないと考えております。

総 額：所得税・酒税の32%、法人税の35.8%（平成12年度から）、消費税の29.5%（平成9年度から）、たばこ税の25%

種 類：普通交付税=交付税総額の94%、特別交付税=交付税総額の6%

普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用（法定） × 測定単位（国調人口等） × 補正係数（寒冷補正等）

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率（道府県分80%、市町村分75%）

普通交付税の仕組み

